

令和7年6月18日
校長 吉田 真弘

令和7年6月 コンプライアンス研修資料 ～体罰防止について～

- ☐ 体罰は、児童生徒の人格を傷つけ、人権を侵害する行為であることを認識している。
- ☐ 児童生徒における知識・技能の不足は、懲戒の理由とはならないことを理解している。
- ☐ 正座をさせること、遅刻や学習の怠りなどの理由だけで授業中に教室の外に出すなどの指導は体罰であることを理解している。
- ☐ 忘れ物や規則違反をした場合に体罰を行うことを、児童生徒に約束させないようにしている。
- ☐ 児童生徒との信頼関係が強いなどの理由により、自らの体罰や肉体的苦痛を与える指導を正当化しないようにしている。
- ☐ 部活動等における技術的な指導の際の暴力は、体罰にすら該当しない暴力行為であることを理解している。
- ☐ 厳しい指導により大会実績を残していることなどを理由に、体罰を正当化しないようにしている。
- ☐ 問題行動を起こした児童生徒を個別に指導するときは、閉めきった部屋で行わないようにするか、複数の教員で対応するようにしている。
- ☐ 問題を起こした児童生徒を指導する際、その問題を一人で抱え込まず、管理職、同僚、保護者等に相談するようにしている。
- ☐ 児童生徒に対する指導に際しては、自分と児童生徒との間に発生する様々な状況を想定し、具体的にシミュレーションを行っている。
- ☐ 生徒指導を一部の教員に任せることはせず、学年又は学校全体で組織的に指導にあたり、一人一人が責任を持って生徒指導に取り組んでいる。
- ☐ 同僚同士で、児童生徒の指導方法の改善等について、日常的に意見交換を行っている。
- ☐ 児童生徒から同僚による体罰被害の訴えがあった場合には、直ちに管理職に報告するようにしている。
- ☐ 体罰の場に同席しながら体罰を制止しなかったり、体罰を目撃しながら許容したりする教員に対しても、責任が問われるということを理解している。

必ず「One IBARAKI」第21号を熟読し、「閲覧状況の確認」に回答しましょう。